

ごあいさつ

第8回日本小児禁煙研究会学術集会を東京で開催することになりました。本学術集会のテーマは「子どもたちの健康な心身の発達とタバコ、そして貧困」ですが、主要部分は前半にあり、教育講演、特別講演もそこに焦点を当てたものになりました。しかし、昨今の社会経済的格差の拡大も子どもの心身の発達に甚大な影響をおよぼすことが脳科学の観点から明らかになってきており、また喫煙がこの社会経済格差と密接に関係していて、この二つが悪循環を形成していること、グローバルな観点からもタバコと貧困とは密接な関係を有していることなどの認識を新たにすることが必要であるとの思いから、「貧困」の一語をテーマに加えしました。貧困と生活習慣との関係では、喫煙と対になることに肥満がありますが、「風が吹けば桶屋が儲かる」式の議論に陥るのを避けるために肥満の一語を加えることは避けました。

JTを始め、たばこ会社は、喫煙は依存症とは無関係で、止めようとの強い意志があればいつでも止められると言いつつやってききましたが、遂に米国では、「自分たちが主張してきたことは嘘であり、喫煙は依存性で、止められないのはそのためである。そしてたばこ会社は依存症になることを促進するために力を入れてきた」という宣言をさせられる状況に追い込まれてきています。新型タバコはそれに対する対策として出現したと考えるべきでしょうし、その普及のためにまた嘘をつき始めていることに注意が必要です。

日本における状況を見ると、国会で議論されている受動喫煙防止のための法律は骨抜きにされようとしているように厳しいものがありますし、東京都の条例にしてもFCTCの基準から見ると全く不十分なものです。三権分立が確立していない日本においては、一旦できた法律の改廃は大変困難ですので、現状からはやむを得ない、ないよりはましとすることかどうか難しい判断が求められているように思います。

第7回に引き続いての東京での開催ですが、東京も区部ではなく市部（三鷹市）での開催です。島嶼部程ではないにしても、東京にもこんなところがあるのかと、多少とも東京の多様性をお感じいただけるのではないかと思います。近くには玉川上水が流れ、井の頭公園も近く、また太宰治も渡り、たぶん富士山の雄姿も眺めたJR中央線の跨線橋、国木田独歩の武蔵野の雑木林の公園、山本有三記念館なども訪れることができます。但し、お越しいただくに当たり一つ残念なお知らせしなければなりません。本学術集会会場の三鷹産業プラザは予約をした時点では喫煙所はなかったのですが、最近の情報では二階に喫煙ブースが設けられているとのこと。プラザの担当者に聞いたところ、定員は6名で、元は会場となる七階にあったものを、廃止の過程で定員を減らし、二階に下ろしたのだということでした。タバコ対策に極めて消極的な市長の下ではやむを得ないことなのかもしれません。

このように、当研究会の会場としては残念な状況もありますが、皆様のお越しを心からお待ち申しあげます。

2018年2月

第8回日本小児禁煙研究会

会 長 別 所 文 雄



第8回日本小児禁煙研究会学術集会の開催にあたって

この度は日本医療科学大学保健医療学部教授別所文雄先生におかれましては、本会学術集会開催の労をおとり下さり、まことにありがとうございます。心から感謝の意を申し上げます。今回は2018年2月25日に三鷹産業プラザにて「子どもたちの健康な心身の発達とタバコ、そして貧困」とのテーマで行われる予定でございます。教育講演の日本医療科学大学鈴木研太先生、特別講演の帝京大学矢野栄二先生ならびに予防医療研究所磯村毅先生、東京理科大学梅澤雅和先生にはお忙しいところご講演を賜りありがとうございます。その他にも発表して頂く会員の先生方にも深謝いたします。それぞれ極めて格調高い内容になるものと期待しております。本研究会を代表して厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月に東京都議会から受動喫煙防止条例に関する聴き取り調査があり、本会から黒沢和夫理事に出席して頂き、会としての意見をお伝えしました（詳細はホームページ研究会newsをご参照下さい）。それに先駆けて前年度第7回本研究会学術集会にて弁護士岡本光樹先生（岡本総合法律事務所、現都議会議員）が子どもを受動喫煙から守る条例案の提言としてご本人のお考えを発表いたしました。それらを基盤として東京都は受動喫煙防止条例の制定を検討しております。子どもがいる時は家庭内や車内での喫煙を禁じる条例です。罰則規定はないものの国レベルの法令制定はタバコ議員連盟の反対で議会への提出ができなかった訳で、この条例は私どもにとって極めて心強い一歩であると感じております。色々と風当たりが強くなっている小池都知事ではありますが、この点については評価に値すると思います。他の地方都市でもそれに続き条例制定を実行して頂けることを期待しております。

来る2019年はラグビーワールドカップ、2020年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。何度も述べておりますが、IOCやWHOからの提言では開催都市の受動喫煙防止対策は必須であり、我が国は他の開催国に比べ甚だ遅れています。それらの対策を遵守させるには法令や条例を制定することが必須であります。そして法令・条例を定めるのは立法府です。我々にはその権限はないものの提言はできると思います。本会からもエビデンスを出しつつ色々な方法で提言し続けなければなりません。

今回の研究会は東京都内での開催です。地方の先生方にとりましては、いくつもの参加すべき重要な学会があり来訪頂くのは恐縮ですが、本会の発展のため是非ご参加頂き、ご指導の程お願い申し上げます。

2018年2月

特定非営利活動法人 日本小児禁煙研究会

理事長 井 埜 利 博

